京都市告示第402号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和元年10月28日

京都市長 門 川 大 作

1 道路の種類 府 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延	長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野石見町1番地の5地先から 支線 同町2番地の3地先まで			メートル 1.96	メートル 5.35
八川呵八仅称				1. 96	6. 01

2 道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路	線	名	区	間	旧新別	延	長	敷地の幅員
山科大塚経34 号線	山科区大塚南溝町61番地の2地先内	旧		メートル 1. 90	$3-1$) 2. 76 \sim 4. 35			
		四个个人外用供用101番地072地几円	新		1. 90	$2.77 \sim 4.35$		

(建設局土木管理部道路明示課)